

■ 平成 24 年度 第 3 回 新潟市障がい者施策審議会【確定】

○日 時：平成 25 年 3 月 25 日（月）午後 3 時 30 分～5 時 30 分

○会 場：新潟市役所本館 3 階 対策室 1

○出席委員：11 名（欠席委員 4 名）

関係課：児童相談所、こころの健康センター、各区健康福祉課長

事務局：障がい福祉課長

○オブザーバー：新潟市障がい者地域自立支援協議会会長

（司 会）

それでは、時間になりましたので、ただいまから、平成 24 年度第 3 回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。私は、本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の小野でございます。よろしく願いいたします。

委員の皆様のご発言の際には、職員がマイクをお持ちいたしますので、お手数ですが、挙手をお願いいたします。また、本日の会議につきましても、議事録作成のため、テープ録音をご了承くださいますよう、お願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配付資料の確認をお願いいたします。はじめに事前にお送りいたしましたものとしまして、資料 1「平成 25 年度当初予算事業説明書 福祉部」、資料 2「平成 25 年度こころの健康センター主な事業」、資料 3「入所待機者解消検討会とりまとめ報告（案）」、資料 4「塚野委員提出資料」、また本日卓上に配付させていただきましたものとしまして、本日の次第、出席者名簿、座席表、それから資料 5 としまして「条例制定検討会の設置について」、資料 6 としまして「請願文書表」、それから参考資料としまして「新潟市医療計画 事前資料～総論編～」と塚野委員から資料番号は振ってございませんが、追加でいただいた資料を机上に配付させていただいております。以上ですが、皆様のお手元にごございますか。

それでは、開会にあたりまして、鈴木福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

（福祉部長）

福祉部長の鈴木でございます。

本日は、年度末の何かと忙しいところ、ご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。皆様方におかれましては、障がい福祉の問題をはじめとして、さまざまな福祉の問題について、いろいろな機会でご理解、ご支援、ご協力をいただきまして、大変ありがたいと思っ

おります。少子高齢社会ということは、よく言われております。そのために子育て支援ですとか、あるいは介護の問題ですとか、そういったことは非常に熱心に取り組まれている中で、どうも障がい者福祉の問題、決してわれわれも怠けていたり、あるいは忘れていたりしているわけではございませんけれども、何となく少し埋没しているような気もしているところがございます。

しかし、障がい者の高齢化の問題一つを例に取ってみましても、障がい者の方自身も高齢化になりますし、障がい者の方を世話している方も高齢化していくということで、極めて深刻な問題を抱えているということでございます。そういったことで、障がい者福祉の問題をしっかり取り組んでいこうということで、これは市長とも共通の認識を持っておりまして、今後ともそういうつもりで頑張っていきたいと思っております。そういう中で、平成 25 年度の予算についてです。

後ほど、担当のほうからまた詳しい話はあろうかと思いますが、一つ二つ紹介させていただきますと、一つは発達障がいに対する施策につきまして、相談、助言を行う療育事業ですとか、あるいは専門医による発達相談については、これまでも一部の区で行ってございましたけれども、やはり身近でそういった問題に対応することが重要ということで、平成 25 年度からは全区でこの事業を拡大するというので、支援体制の強化に努めていきたいと考えております。また、就労につきまして、生きがいですとか、あるいは経済的な面でも働ける範囲で働いていただくことが非常に重要だと考えておりまして、そういった意味で、すでに西区で県の委託事業として行っております、障がい者就業支援センターについては、毎年 100 人程度の方が就労につながっているという、非常に効果のある事業ですが、一方で登録者が 500 人以上を超えているということで、なかなか手が回らない状況にございました。そういった中で、平成 25 年度 10 月からですけれども、市独自の障がい者就業支援センターを総合福祉会館に設立したいと考えております。その事業を通じまして、障がい者の方の就労の相談から、就職後の定着支援まで、できるだけマンツーマンでやっていきたいと考えております。

そういった事業の取組もありますけれども、一方で、課題として地域生活への移行ということで、われわれ取り組んでおりますけれども、そのためにはやはりケアホーム、グループホームが非常に重要だということで、毎年 50 人定員を増やしていくことを計画に掲げておりますけれども、残念ながらなかなか進んでいないというのが現状です。そういった中で、このたび、入所待機者解消検討会からのとりまとめもございましたので、そういった報告を踏まえながら、施設整備の促進に向けて解決策を速やかに検討し、平成 26 年度の予算の中に、できれば反映していきたいと考えているところです。

また、この会でも議論がありました、障がい者の基本条例につきましても、国の差別禁止法制定、その動向を見守っていくということ。これは非常に必要なことではありますけれども、

しかし、一方で、皆さん方から提案をいただいて、すでに1年を経過しているということですので、この国の動向をにらみながらも、市としても条例案のあり方などを検討することが必要な時期なのではないかと考えております。そういったことで、この検討する会の設立にあたりましても、皆さんと一緒に協議をしながら進めていければと思っております。

いずれにしても、課題が山積しているところですので、今後とも皆さん方からのいろいろなご意見、ご提言をいただきながら、一緒になって障がい者福祉に一步一步前進していけるよとということ、精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたしまして、簡単ではありますがあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。なお、公務の都合上、福祉部長は途中で退席させていただきます。

本日の委員の出席状況ですが、柳委員、荻荘委員、滝委員、山本委員から欠席のご連絡をいただいております。また、熊倉委員が少し遅れてこられるようですが、委員15名のうち10名の方が現時点で出席されておりますので、過半数を超えておりますことから、新潟市障がい者施策審議会条例第5条第2項の規定により、この協議会が成立していることをご報告いたします。また、今回も、オブザーバーとして新潟市障がい者地域自立支援協議会会長の山賀亮様にご参加いただいております。なお、新潟市障がい者施策審議会条例第5条第4項の規定において、協議会は必要があると認められるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができることと定められていることを申し添えます。

それでは、これより議事に移らせていただきます。議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

(島崎会長)

島崎です。よろしく願いいたします。今日は、始まりの時間が少し遅くなっておりまして、終了5時半を予定しておりますが、お疲れのところ恐縮でございます。ご忌憚のないご意見をいただきながらも、円滑な会議の運営にご協力いただければと存じます。よろしく願いいたします。

次第に従いまして、議事を進めていきたいと思いますが、塚野委員から事前に、また本日配付ということで文書発言をいただいております。貴重な資料をつけながら、適切な、また独自なご指摘、ご意見をいただけたと思っております。資料4のその他、審議会の運営等についても、4点ほどご意見をいただいております。委員の皆様も少し資料4の2ページの【その他】審議会の運営等について、ご確認いただければと思いますが、①につきましては、従前から事務局をお願いしておりますが、事前に資料をお送りいただいているということがありますの

で、できるだけ資料の説明は簡潔にお願いし、委員の皆様からの質問、意見に時間を取ることができればと思っております。

それから、②につきましては、これも従前から会議の最後にお話しさせていただいてもおりましたけれども、委員の皆様が発言できなかった意見がありましたならば様式は問いませんので、メールですとか、FAXですとか、お電話等ですとか、そういうものでご意見をお送りいただければと思います。もし、書式が必要ということであれば、ほかの審議会等でも書式があるということもお聞きしておりますので、そういったことで事務局から書式をお送りいただければと思っております。

それから、議事の開始前に時間配分をということでもありますけれども、一つの議題に対して、おおむね30分くらいを目処にということで、進めさせていただければと思っております。

それから、④につきましては、これは本当に会長の不徳の致すところといたしますか、私の議事運営についての力がないところでご迷惑をおかけしているのだと思っておりますけれども、一体感を持って取り組んでいければと思っております。よろしくお願いたします。

塚野委員、このようなことでよろしいでしょうか。また何かございましたら、ご意見、ご指摘いただければと思います。新潟日報の2月16日付で、塚野さんのほうからは障がい者雇用についての政策提言もいただいておりますし、逐次参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、平成25年度の主な事業についてというところから、議事に入っていきたいと思っております。事務局、よろしくお願いたします。

(事務局：戸松)

障がい福祉課の戸松です。よろしくお願いたします。

私からは、障がい福祉課の平成25年度の主な事業について、ご説明いたします。資料1の「平成25年度当初予算事業説明書 福祉部（障がい福祉課）」の2ページをご覧ください。2ページが歳出の福祉部の各課別の歳出予算になっております。平成25年度と平成24年度予算を比較しております。障がい福祉課は、4段目になっております。平成25年度の当初予算は157億円余りになっております。そして、右隣の平成24年度が147億円ということで、9億9,000万円、率にして6.8パーセントの増となっております。これにつきましては、主に介護給付等事業の増によるものです。次に、3ページ、4ページの主要事業についてご説明いたします。この中で予算が大きく増加しました事業は、3ページの2段目、事業名、介護給付等事業の右側の事業の概要欄、最初の○の居宅介護。これはホームヘルパー等の派遣事業ですけれども、こちらが前年度に比べて2億円の増加となっております。そして、三つ目の○の生活介護は27億円になっておりますが、こちらが1億2,000万円ほどの増となっております。その下の共同生活

介護・援助、いわゆるケアホーム、グループホームですけれども、こちらが3億8,000万円ですが、平成24年度に比べて6,000万円ほどの増ということになっております。また、就労関係では八つ目の就労移行支援・就労継続支援が21億8,000万円の予算になっておりますが、こちらが前年度から4億3,000万円の増となっております。

それでは、主要事業のうち新規事業、拡充事業になっています5ページをお開きいただきますと、4事業を掲載していますが、こちらの事業につきまして説明させていただきます。

最初に6ページの発達障がい者支援体制整備事業です。事業費は平成24年度の3,500万円から平成25年度は5,100万円に1,500万円ほどの増加となっております。この事業では、新潟市発達障がい支援センターJOIN（ジョイン）において、引き続き、発達障がい者とその家族支援に総合的に取り組むこととしていますが、一番下の平成25年度事業実施予定内容のとおり、事業を拡充するものです。①の地域における療育教室の拡大につきましては、東区のこども創作活動館、中央区の鳥屋野保育園に併設する子育て支援センター、西区の坂井輪児童館の3会場において、新規に療育教室を開催するものです。②の保育園、幼稚園における支援の充実では、発達支援コーディネーター養成研修を実施し、保育園等における発達障がい児支援のリーダーを養成するものです。③の専門医による発達相談の拡大は、東区、中央区、江南区、西区において、新規に発達相談を開催することによりまして、全8区で専門医による発達相談の体制を整備するものです。

次に、7ページの社会福祉施設整備事業です。この事業は、障がい者の地域移行を促進するため、障がい福祉施設の整備費用の一部を補助するものです。一番下に記載のとおり、平成25年度は創設でグループホームと生活介護、就労移行支援の多機能型事業所、大規模修繕、改修工事によるケアホーム2棟の補助となっております。事業費は、平成24年度の5億4,000万円に対して、平成25年度は1億3,900万円と4億円ほど事業費が減っていますが、これは平成24年度実施状況の中ほどに記載されている平成24年度補正で2億9,000万円ほど予算が増加したことによるものですが、補正を受けた事業は、すべて平成25年度に執行されることから、平成25年度は実質平成24年度と同等の事業規模となっております。

次に、8ページの（仮称）こども発達支援センター整備事業です。平成25年度事業実施予定内容に記載のとおり、幼児ことばとこころの相談センターをひしのみ園の隣に移転することにより、両機関を統合し、本市の中核的な療育支援機関とするものです。平成25年度は、基本設計・実施設計、平成26年度に建設工事を行い、平成27年4月の開設を目指すものです。

次に9ページをご覧ください。（仮称）障がい者就業支援センター事業です。就職を希望する障がい者の方の相談から就職後の定着支援まで一貫した支援を行うことで、障がい者の雇用率向上を図るものです。新潟県の雇用率につきましては、平成24年6月1日ということで、法定

雇用率 1.8 パーセントに対して全国平均で 1.69。そして、新潟県が 1.59 ということで、新潟県が全国で 41 番目という状況でございます。そして、新潟県内のハローワーク新潟につきましては、1.46 ということで県平均を下回っているという状況にあります。こういった中で、新潟市としても、障がい者の就労支援に積極的に取り組みたいというように思っているところです。平成 25 年度事業内容に記載のとおり、10 月に総合福祉会館の中に開設を予定しています。障がい福祉課では、障がい者の就業能力向上支援事業として、進路を考える体験会など、障がい者就業能力開発プロモート事業を実施してまいりましたが、今後は企業訪問による実習先や雇用先の開拓により、就労支援を進めたいと考えています。

以上で、障がい福祉課の平成 25 年度の主な事業についての説明を終わります。

(事務局)

続きまして、平成 25 年度こころの健康センターの主な事業について、説明いたします。いくつか事業があるのですが、主なものということで五つの事業を上げさせてもらいました。簡単な資料で説明いたしますが、よろしく願いいたします。

まず、1 ひきこもり地域支援センター運営事業についてですが、現在、万代市民会館の 5 階に若者支援センター「オール」がありますが、その隣に「新潟市ひきこもり相談支援センター」という名称で開設しているひきこもりに関する支援をしている相談機関のことであります。

ここにつきましては、対象者としては新潟市に住所を有するひきこもりの方ご本人と、そのご家族の方の相談を受けるということになっております。開設日につきましては、毎週火曜日から土曜日ということで、午前 9 時から午後 6 時となっております。祝日と年末年始は除いております。支援内容はこちらに書いてあるとおりでして、今回、490 万円ほど増額しています。現在、3 人の職員がそこで勤務しておりますが、内訳としては責任者 1 人にコーディネーターが 2 人ということなのですが、コーディネーターをもう一人増員するというので、このように掲載させてもらいました。と申しますのは、非常に相談件数が増えまして、平成 23 年の 8 月に開設以降、平成 23 年度末までの 8 か月間で月 70 件くらいの相談件数だったものが、平成 24 年度は、4 月から 12 月のベースで月平均 90 件となりました。訪問の件数につきましては、平成 23 年度は月 8.6 件くらいだったものが、平成 24 年度になりましたら月平均で 18.4 件というように倍増しましたので、相談支援体制を強化するというので、相談員を増員することになりました。

次が、2 精神科救急医療システム事業です。これはどういうことかと申しますと、いわゆる精神科の救急です。目的に書いてありますように、休日、昼間と夜間において、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により、緊急に医療を必要とする方に対して、精神科救急の体制を確保するということです。実際には、例えば、新潟であれば、医療機関が輪番制で順番に夜

間とか、休日の昼間などを救急の当番をしているというものでございます。休日に昼間については、下のほうに書いてありますが、県内を5ブロックに分けて、その地域にある病院が持ち回りで当番を行っています。新潟市は、新潟・佐渡ブロックに位置づけられています。そして、夜間ですが、県内の2圏域、つまり南北の圏域に分かれています。新潟県は南北に細長いのですが、そこを北と南の半分に分けて、新潟は北の圏域となっていますが、その地域にある当番病院が持ち回りで行います。ただし、水曜日、木曜日、金曜日の3日間は、新潟県1か所で長岡にある県立精神医療センターが救急の対応をしているという形になっております。現在、夜間の救急の受入が課題になっておりますので、新年度から医療機関を訪問し、どうやって強化できるのかということをもた情報交換したりしながら調整し、少しでも精神科救急が市民の皆さんに利用しやすいような体制でできるように取り組んでいきたいと思っております。

次に、2ページ、精神障がい者地域移行・地域定着支援事業です。これはたびたびこの審議会でも話題になっていますが、現在、実態把握の最中です。今日、ご報告ができれば一番よかったのですが、実は、新潟大学医歯学総合病院を除きますと、新潟市内には8病院ほど精神科病院があるのですが、なかなか医療機関との情報交換の時間を持つことがスケジュール的に困難でして、何度も調整をし直したりしている状況で、それでまだ報告ができる状態ではございません。取り組みを簡単にお話しいたしますが、情報交換をまず最初にやりまして、そこで今、実際に病院さんの中がどういう状況なのか。今後、どのように地域移行について考えていくのか。また、地域移行だけではなくて、医療そのものを何かこのように考えていくとか、そういうものがあるのかどうかということも、病院さんにお聞きします。その後、以前調査しました、残された155人の地域移行の可能性のある方について、これは個別に可能な人はすべて面接を行います。現在そういう形でやっております、今のところ、4病院の情報交換が終わりまして、それから面接につきましては、5病院は面接が終わりました。ですから、あと3病院の面接が残っています。細かいことはまた後でお話しいたしますけれども、一応、そういった取組を今現在行って、実態把握に努めているところです。事業自体は、「ふらっと」「おれんじぽーと」に委託して、継続的に行っております。

次に、4番目。こころの健康センターによる相談・支援事業ということで、中身が書いてあります。金額的なものは、今、特に申し上げていないのですけれども、審査会の事務、判定の事務、相談事業、人材教育事業、センター運営管理費の内訳があるのですが、審査会とは、精神医療審査会のことです。審査会で何をしているかといいますと、精神科病院というのは、治療する際に、ときにご本人にとっては、意にそぐわない強制的な入院等があるのですが、適切に医療が行われているかどうかをきちんと文書等で審査するものでございます。それから、判定につきましては、精神障がい者の保健福祉手帳の判定の嘱託医の方の報酬となっております。

相談指導につきましては、思春期に特化した相談嘱託医の報酬であります。あとは、そちらに書いてあるとおりで、ここは少しマイナスになってはいますが、主に需要費を節約するような形となっております。ほかの審査会とか、判定とかについては、減っていることはございません。

次に、自殺総合対策関係ですけれども、こちらもほとんど増減はないのですけれども、目的は自殺対策基本法に基づいて、具体的な取組の指針となる自殺総合対策大綱を受けて、本市における自殺対策を総合的に推進して、自殺防止を図り、市民が生きがいを持って暮らすことができる安心・安全なまちづくりを目指すとなっております。新年度ですが、相談支援事業のところで、ここに書いてあることを少し読みますが、救命救急センター等の連携を強化し、自殺未遂者を本人及び家族等に対して電話や来所相談、訪問支援を行い、再企図。再企図というのは、再びそういうことを図ることを防止するというものです。その中で、こころといのちの寄り添い支援事業というものがあるのですけれども、その相談員をやはりここも増員して、現在、1名で対応しているのですけれども、もう1名増員して2名体制で寄り添い支援事業を行うものです。これは、救命救急センターに運ばれた方の同意を得たうえで、こちらのほうに電話をかけてきてもらうと。向こうのスタッフのほうから電話がかかってくる、こちらのほうでどういう支援体制ができるから、ご本人と面接したり、ときにはアウトリーチ、訪問したりすることになっております。それで、再びそういうことがないように防止するという事業です。それから、その下の健康、生活問題等に悩む市民の相談支援体制の充実を図るとともに、問題解決のために他の相談機関や専門機関につなげるなど、市民の不安や悩みを解消すると書いてありますが、これは何かといいますと、こころといのちのホットライン事業のことです。相談回線数が今まで1本だったのですが、今年の2月からすでに2本に回線を増やしました。あとは、こちらに書いてあるものをお読みになってもらって、人材育成とか、普及啓発とか、いろいろあるのですけれども、ご覧になっていただければよろしいかと思います。雑ばくな説明で申し訳ありませんが、こころの健康センターからは以上で説明を終わらせていただきます。

(島崎会長)

議事(1)平成25年度の主な事業について、資料1、資料2に基づきまして、事務局から説明をいただきました。お聞きになりたいこと、あるいはご意見等ございましたら、どうぞお願いいたします。

(塚野委員)

質問だけですけれども、意見はまた後で述べますけれども、来年度事業の6ページの発達障がい者体制のことではなくて、発達障がい者に障害者手帳の交付そのものは、市としてどのような方針を持っておられるのかと。あるいは、そんな手帳はないよとか、知的があるのは療育



手帳を出すとか、こういった方針に臨んでいるのかということが一つ。

それと、9ページに、今度は障がい者就業支援センターが開設されるのは非常にいいのですけれども、平成25年度予算で750万円となっているのですけれども、これは10月からのもので、これで半年分かなど。1年だと1,500万円になるのかどうか。そこのところをお聞きしたいと思います。

それから、こころの健康センターのほうの2ページに私はイメージがわからないもので、例えば、こういう地域移行に向けた支援という名の例えばでもいいのですけれども、具体的にこういう支援が考えられるのだと。こういうものがありましたら、そんなにたくさんでなくていいのですけれども、教えていただきたいと思います。

(島崎会長)

では、3点ご質問があったと思いますので、よろしいでしょうか。お願いします。

(事務局)

1点目の手帳の関係ですが、発達障害手帳というのは、塚野さんご存じのようにないということなので、発達障がいの方に手帳は発行しておりませんので、今、手帳制度と言いますと、身体障害者手帳、知的の方は療育手帳、あとは精神障がい者の精神障害者保健福祉手帳と3種類でございますので、発達障がいの方で手帳の交付を受けるということになりますと、その方に知的障がいとか、精神障がいとかをお持ちであれば、そちらの手帳の発行は可能だということになります。

2点目ですが、障がい者就業支援センターにつきましては、年間予算については、半年で750万円ということで、年間については1,500万円という理解をさせていただいてけっこうです。

(事務局)

こころの健康センターです。私どもで精神の手帳の判定をしていますので、お答えさせていただきます。発達障がいにつきましては、従前から精神障害者保健福祉手帳の対象となっております。普通に判定と発行と行っています。知的障がいを伴っている場合には、知的障がいのほうの療育手帳を持っている方もいらっしゃいます。最近、また手帳の様式の改正が行われまして、発達障がいの方の診断書が書きやすいようになっておりますので、件数を具体的には把握しておりませんが、発達障がいだけで生活等がある方については、手帳を取得する方が増えているように認識しております。

(事務局)

地域移行も具体的にどういった支援内容で、どのようにやっているか、イメージがわきにくくと思うのです。少し想像していただきます。精神科の病院は、病棟で鍵がかかったりするところがあるわけです。そこに長い間入院していると、ここでの生活と言うと変ですけど



で、その方の場合は、そういうことがあったと聞いています。では、アパートではどうなのか、そのように個別にいろいろなケースがありますので、たまたま一つの例として、イメージが分かるかなということで、今のような説明をさせてもらいました。

(島崎会長)

ほかに、角田委員さんお願いいたします。短い時間で恐縮ですが、どうぞご意見いただければと思います。

(角田委員)

角田です。よろしくお願いいたします。先ほど、少し聞き逃してしまって、障がい者職業能力開発プロモート事業と平成 25 年度に始まります(仮称)障がい者就業支援センター事業の内容の違いといいますか、プロモート事業はこのまま残されるはずですが、どのように役割分担をするかお願いします。

(事務局)

プロモート事業は、以前から新潟市のほうで、国の委託事業で進めてきた内容で、名前のとおり能力開発ということで、障がい児者の方を対象にセミナー等、働く体験会など施設の方などと協力してやってきた事業で、国の委託は切れるのですけれども、平成 25 年度から市の単独事業で継続させていただきます。そのプロモート事業と継続していくものと、また別立てで今回は障がい者就業支援センターということで、こちらにつきましては、障がい者の相談事業ではありますが、企業さんに市のほうからアプローチして、新規開拓していきたいという視点での今回の取組を考えているという関係になります。

(角田委員)

実は、先回も発達障がいの整備検討委員のほうで話題になったことからの引き続きなのですが、やはり就業支援センターの中身を見ると、実際にはジョブコーチ支援的な中身が色濃く映し出されているのですが、3名の就労支援員の方でできることを絞ってなせるのか、それともナカポツセンターがこれまでしてきたような「生活、就業」というところのセットでいくのかで、かなり絞ってされたほうがよろしいのではないかと考えました。やはり生活の部分からという、全く別の取組が必要であるだろうと思ったので、今日はそれを意見としてしゃべらせてもらいました。

(島崎会長)

ありがとうございます。それぞれの当初予算事業についてのご質問等がありましたとおり、より具体的に市民に分かるような形で情報提供をし、予算、事業、それぞれ関係者のところの手に届くように、また具体的な形で市民のほうに発信していただければと思います。今のご質問をいくつかお聞きしていると、何をどのようにするだろうかという取組が、より具体的に

もう少し明確になっているといいのかと思いましたがけれども、遁所委員お願いいたします。

(遁所委員)

質問と意見ですが、この障がい者就業支援センターというのは、民間の企業を対象に主に考えていらっしゃるのか。というのも、やはり先ほどのお話で、法定雇用率2.0パーセントというのは、民間企業に対するものであり、もともと教育関係はもっと高いのですけれども、多分、そのところに未達成のところは、新潟市、新潟県があるかと思うのです。就業支援センターは、企業を対象としているならばなおさら。公的な機関の就業率、法定雇用率を満たした上でもご指導なさるのか。あるいは就業支援センターの中で教育関係の例えば、障がいを持ったある方が免許を持っていれば、どういう就職を支援していくのかまで広げると。ぜひそれをしてほしいなということもあります。

それから、もう一つは、ナカポツセンターと、今度これからできる就業支援センターの期待としては、直Bと言われる直接就労継続支援B型に行くことが、今度計画相談ありきになっていくと。特定相談支援事業でお手伝いするところはもちろんですけども、ナカポツセンターでの計画相談も非常に今後は注目される場所なので、そこまでぜひ仕事を考えていっていただければと思います。ただ、そうすると3人でできるかどうか。角田委員がご指摘されているところもありますけれども、意見として、あるいはまた質問として言わせていただきました。

(島崎会長)

ほかにかがででしょうか。事務局のほうで答えになりますか。まだ、ご意見、ご質問がありましたら、まとめてということもありますので、塚野委員さんもお意見でありましたけれども、松永委員、先に手を挙げてくださいました。お願いします。

(松永委員)

今の就業支援センターの件ですと、私が発言すると視覚障がい者の就労が出てくるわけです。そういう視覚の障がいがある人も相談に行った場合、その辺の対応、企業を一緒になって探してくださるとか、その辺のところまでいくのでしょうか。私どもの団体も、実は、就労の相談を受けて、いろいろ考える中で、就労の場そのものは現実には見つけられないのですけれども、就労するサポート。例えば、就労の場に向かう通勤ですとか、あるいはパソコンですとか、そういうコミュニケーション支援、その辺のことをやるための職員を4月から新しく雇用します。そういう意味で、横からいろいろな就労を希望する方々へのサポートは、今後、できると思うのですけれども、現実というのは就労の場がないというような現状で、中途で見えなくなってしまうと継続ではなくて、それを辞めなければならない。その辺のところのアドバイスですとか、新たな場所を新しいところで、本来、これはハローワークさんのところなのかもしれませんが、現実には新潟で考えると、一般企業に勤めるといって、視覚障がい者の場合は非

常に厳しい状況です。そういう意味で、その辺のところの間に入って、いろいろ考えていただくとか、その辺まで言っていただければいいのでしょうか。

(島崎会長)

塚野委員はご意見でよろしいですか。簡潔にお願いします。では、それをお聞きしてからお願いします。

(塚野委員)

就業支援センターについて、今日、お配りした中にも書いてあるのですが、私は正直言うと、この支援センターというのは有効なのだろうかというように思っているのです。それで現在、らいふあっぷさんでやって、登録メンバーが750人もいます。そうすると年間、どのくらいこれによって就職しているとか、あるいは職業の紹介をしているとか、何か具体的にこのように、これだけ成果が上がっているのだよというようなものを調べていただいて、やっていただきたいと思っています。

(島崎会長)

ありがとうございます。ご意見、ご質問という部分ですけれども、事務局のほうで何かコメントをいただけるようでしたら、お願いいたします。

(事務局)

通所委員のほうから、まず障がい者就労、市が率先して行うべきだというお話しはごもっともだと思っておりますので、それについては法定雇用率達成に向け、市の人事サイドでも採用年齢引き上げとか、いろいろ対策をしているという状況はございますけれども、今現在、ぎりぎり法定雇用率を満たすと。市の教育委員会のほうは、少し下回ったという中で、平成25年度については、引き上げ後の雇用率に一応、達成しそうだというお話しを今段階では聞いております。そして、就労移行支援事業所が就労継続支援事業所に、Bに行くときに、事前にアセスメントをするという問題ですけれども、これについてはいろいろアセスメントできるように対策を講じたいと思っています。

そして、松永委員の視覚障がい者の就労問題ということで、問題はなかなか難しいという部分はあろうかと思うのですが、委員も言われたようにハローワーク等との提携の中で取り組みたいと。単独で企業にあたっていくのもなかなか難しいような気がしますので、そういう視覚障がい者の方の就労に携わっている団体さん、ハローワーク等と協働していければと思っております。

そして、塚野委員のらいふあっぷという話で、登録は750人ということで、その中で、今、私の手元にありますが、昨年の12月までの年度途中での集計で、就職件数が86件ということでお聞きしております。これは登録者に対するものなので、一番どこがかかわったかという

のが、少し微妙な部分があるのですが、登録された方の中では、平成 24 年度途中経過で 86 人。それで部長の冒頭の話の中にあったように、通年ですと 100 件程度の就職が実績としてあるものだというので、市としてもらいふあっぷが 750 人と登録数が非常に多いという中で、市単事業でその部分を緩和したいというように考えております。

(塚野委員)

よく分かりました。それなら 1 か所などと言わないで、何か所もやっていただきたいと思えます。

(大谷委員)

障がい者の皆さんの気持ちは、私も十分理解できますし、当社も昔から障がい者をたくさん雇用しているのですが、今、世の中の流れというのは少子高齢化ですよ。どんどん子供の数が減る、高齢者が増えるということは、いわば税収がどんどん少なくなるという時代です。この中に、今まで以上にあれもやれ、これもやれということは通用しない時代になってきているのです。したがって、障がい者自身も、どう自助努力、自助、自立をしていくかということはせざるを得ないという時代がここに詰まってきているので、気持ちはよく分かるので、あれもしてほしい、これもしてほしいということもよく分かるのだけれども、それでは確実にできないという時代が来ているのだと思うのです。むしろ、自分がどう自助、自立をして、行政にも頼らないようにしていくということを出していかないと、それはあれもしてくれ、これもしてくれというのは、それはできませんと言わないと思うのですが、現実的には日に日にできなくなってきているのです。そういう議論をしていかないと、むしろやはり限度があるのかなと思うのです。これは私の私見ですけれども、社会福祉法人も今までは国が面倒を見ておけばいいという考えでしたよね。しかし、これは自立をさせていかないと、最終的にはなくなってしまう。それは金がなくなるものですから。そういう時代が日に日にしていく。われわれ高齢者も、どんどん年金が出るのが遅くなってきているわけです。それは金がないからです。いいですか。その中で、障がい者だけは、今まで以上にたくさんの予算が取れるなどということは 100 パーセントありえないということです。そうすると、みんながそうでない視点からも、どう努力をしていくかということをしないと、結局はどうにもならないということになるのだと思うのです。今、障がい者の雇用率も高まるわけです。これはとにかく福祉の予算がないわけですから、どんどん就職させるということです。そういうことを 4 月から 200 人、最終的には 100 人の雇用をしなければならないということですが、今、75 パーセントの企業は赤字です。これは統計ではっきり出ているわけです。雇用などしようと思ってもできないということです。残念ながら、障がい者と健常者の能力を比較すると、残念ながら障がい者のほうが、平均化すれば低いという中で、こういった厳しい経済環境の中で、なかなかそれだけ言

っても難しい時代が来ているということも、やはり認識して、自分ができることは、どういうことだろうと考えないと、これは気持ちのいいことを言っていればできるのですよ。だけれども、本質的なものにはなっていないと思うのです。だから、そういう議論をしていかないと、本当に急激に世の中が、予算がなくてどうにもならなくなるということだと思ふのです。

新潟県は雇用率が非常に悪いという話が出ましたけれども、まず第一に300人以上の企業は非常に少ないのです。それから、例えば第四さんとか、北越さんなどは二点何パーセントになっていますから、これが2パーセントになると全然何ともないということですがけれども、一部、300人以上の企業の中で、私どものように300人以上でも、非常にいいところと非常に非協力的で、反則金さえ納めればよいというような企業もあることも事実なのです。ですが、非常に厳しい時代が来ているということなので、なかなか夫婦でも、前にも言ったと思うのですがけれども、かみさんのことなど現実に変えられないですね。結局は夫婦だって、自分が変わる以外に方法はないということなのです。ですから、人を変えようなどということは至難の業なので、みんながやはり自分たちはどう変わっていくかというようなことにしていかないと、やはり限度があるのかなと思います。皆さんの意見に水指すようなことを言って大変申し訳ないのですけれども、当社は大勢の障がい者を雇用していますし、先週の金曜日もそういうことで、女性とか、障がい者とか、高齢者とかという雇用のモデルということで47社の中の1社として経済産業大臣賞をちょうだいしたのですけれども、私どものような障がい者に理解のある企業ばかりではないですね、世の中というのは。そうすると、やはり皆さんの気持ちは、委員として聞いていて、よく分かるのです。本当に気持ちはよく分かるのですけれども、そう言っているうちは、世の中は変わらないと思います。少し厳しいことを言うようですがけれども。

(島崎会長)

大谷委員さんからご意見をいただきました。障がいのある方の雇用を積極的に行っているということでのご発言。そういう企業からのご発言ということでお聞きいたしますけれども、障がいのある人たちが、それこそ三つ目の議題になりますけれども、障がいのあるなしにかかわらず、一人ひとりが大切に生かされる新潟市をどう作っていくかということは、子ども、障がい者、高齢者問わず、インクルーシブという状況の中で、どのように一人ひとりの生き様をとらえ、それをどう支えあっているのか。自助、共助、公助という部分についての考え方。それぞれ意見をお持ちかと思いますが、立場的には、障がい者の権利条約を批准する方向に向けて、国がいろいろな場面で動いているという状況の中で、今の委員さんの意見も含めながら、やはり新潟市の施策を積極的に進めていくという立場で考えていくというのは、この会議の役割かと思っておりますので、今後ともご意見をいただければと思います。

それぞれ今、委員の皆様方のご意見、ご質問等に関連するところでおありかと思いますが、

まずは議事を進めさせていただいて、時間の中でもし余裕がありましたら、全体を通してということで、ご意見、ご質問、またはそれぞれの今の委員の皆様のご意見についての関連ということでお出しただければと思います。よろしいでしょうか。

(柏委員)

大谷さんの意見に一言どうしても話したいことがあるのですが、いいでしょうか。

柏と申します。ただいまの大谷委員のお話ですが、それも一つの考え方かと思いますが、私は精神障がい者の当事者の人と8年かかって語らいの会を続けております。皆さん働きたい気持ち、ここにあります自助、自立努力といいますが、それぞれがやっています。ただ、病状の回復までの過程で、偏見とか、差別とかあります。それで十分に治療ができなかったり、人間として生きていく面での病気のために発達の過程が抜けたりとか、そういうところをきちんと詰めていかないと、自助、それこそ自立ということ、自分で考えることができないと思うのです。回りでいくらやってあげても、本人自身が自分の人生としてどう生きていくかという気持ちになるのは、非常に今の環境では難しいです。特に競争とか、精神の方たちは一般の人たちを非常に気にしています。そのように生きたいと思っています。私にも障がいのある息子の他に働いている子どもがおり、一般に働いている人の厳しい労働条件を理解しているつもりです。その現実の中で障がいのある人の就労について考えていく場合、根底から障がいを持ち困難をかかえている人たちと共に生きていくには、どうしたらよいかという観点がなければ、差別とか偏見が出てくるのではないかと思います。私は歳を重ねるに従って、障がいを持つひとたちが生きるために開拓してきたいろいろなことの恩恵を受けていることを感じています。例えば、車いすのこと、バリアフリーのことにしても、障がいのある方たちが頑張ってくれなければ、今のようにはならなかったと思います。私たちも高齢になって障がいをかかえるようになるわけですから、この観点なしには、本当の意味での自助努力とか、自立ということを書えないのではないかと、私は考えております。一言お話させていただきました。

(島崎会長)

議事のほうを進めさせていただきます。申し訳ありません。一石を投じるといいますか、そうはつきりおっしゃる大谷委員さんなどは、こういう会議ではめずらしいかなという気がしておりますけれども、ひとまず、議事を進めさせていただきたいと思います。30分という話を塚野委員からもご意見いただいたのですけれども、1番目は30分台行かないだろうと思っておりましたところですが。

議事(2)入所待機者解消検討会が施策審議会のほうで提案して、開かれて、そして今年度まとめられたということですので、そのことについて事務局のほうからご説明、ご報告いただければと思います。



(事務局)

それでは、資料3をご覧いただきたいと思います。前回12月の施策審議会では、検討会についての設置と、あとは2回会議がそのタイミングで行われておりましたので、その時点での簡単な報告をさせていただきました。3月14日に予定したとおりの5回の会議を行いまして、一定のとりまとめを行いましたので、本日、報告をさせていただきたいと思います。

まず、1ページに検討会の概要を記しております。設置の経緯につきましては、ご存じのとおり昨年度の新潟市障がい者計画を作る中で、待機者解消に向けた検討の場を設けようというものからスタートしております。目的としましては、中ほどにありますように、記載のとおりといたしまして、9月から3月までに5回の検討会を開催いたしました。そして、検討結果として、入所待機者を取り巻く問題。施設入所者を取り巻く問題、グループホーム、ケアホームを取り巻く問題。この三つの面から現状と課題を把握いたしまして、取組の方向性及び具体施策についてまとめを行ったところです。

最初に2ページ、入所待機者についてです。読まれていると思いますので、詳細な説明は省きますけれども、記載のような現状と課題の把握を行いました。

8ページ以降には資料編があるのですが、そのデータを分析して確認できたということになりますけれども、入所待機者百数十人の中でも、すべての方が早急な入所を望んでいるというわけではないというように分析ができたところです。一方で、グループホームを利用している人の中でも待機をしている方がおられて、24時間365日の安心感が望まれているというように思われるものです。そして、これらに対する取組の方向性につきましては、待機者の詳細な実態把握をまずは行うとともに、入所施設以外の選択肢について幅広く情報提供させていただいて、既存サービスの充実ですとか、市の独自サービスの創設について検討が必要だろうと。また、高齢化や重度化するものへの対応として、いろいろな受け皿が必要であり、小規模入所施設の活用ですとか、高齢化や強度行動障がい児用の施設について整備を検討していくことが必要だというようなまとめをしているところです。

次に3ページ、施設入所者についてです。施設入所者の現状につきましては、施設から退所させる流れができていないことと、高齢化、重度化するものが、きちんと暮らせるような施設が地域にないというところがあります。一方で、ケアホームを希望する人が増えているなどの意識の変化も見られるというところもあります。しかし、地域生活での費用負担ですとか、施設の体制、地域移行がうまくいかなかった場合の戻れる場所の確保など、そういった課題も多く挙げられております。そして、取組につきましては、待機者同様になりますが、まずは詳細な実態把握を行いまして、入所施設以外の選択肢について、幅広く情報提供していき、また先輩の成功例などの話を聞けるような仕組みが必要だろうということで書いてあります。また、

関係者が同じ価値観を持つことや、地域移行にチャレンジできる仕組みを作る必要があり、多様な施設整備を検討していくことが必要だということでもまとめております。

続いて、4ページ、グループホーム、ケアホームのほうについてです。こちらを取り巻く現状と課題につきましては、整備が進んでいないという実情とグループホームでの生活イメージに対する不安があるというところが上げられまして、またグループホームやケアホームに対する利用規模が全市的に把握されていないというところがあります。そして、これらに関する取組につきましては、利用者と事業者のマッチングの仕組みづくりですとか、情報提供を行いながら、ホームを増やしていくための独自制度を作りましょうというところでまとめています。

なお、5ページは、今、申し上げたような取組の工程表として記載をしたものです。2ページから4ページの内容を集約したものになりますけれども、第一段階、第二段階、第三段階とありますように、段階的に新年度から順次取組、検討を進めていきたいと思っています。

6ページ以降は資料編というところで、使ったデータですとか、委員の方の名簿を掲載しております。なお、塚野委員から事前にいただいた資料4の中で、この検討会に対する質問がありました。資料4の1ページの3番、これは前回のときにお出しした資料の質問なのですが、検討会の座長と市外の方が市内の施設に入所している人の数はいかほどかという質問です。これにつきましては、資料3のとりまとめ報告の7ページに名簿がありますけれども、入所施設から参加していただいた、太陽の村菊地支援課長に座長をお願いして、とりまとめを行ったところですし、入所者の市内施設における市外者の入所ということになりますと8ページをご覧ください、Iの1の(3)施設所在地別とあります。市内施設の定員が身体180人に対して151人入っていますので、それを引き算した数が29人になります。知的の場合は250から243を引いた7というように考えていただいでよろしいかと思えます。

簡単ですが、資料の説明は以上とさせていただきます。

(島崎会長)

ありがとうございます。ご意見、ご質問、それから実際、検討会の委員で岩崎委員さんとオプザーバーでいらしている山賀会長さんもいらっしゃいますので、何かありましたらお願いしたいと思います。これは工程表で平成25年度に必要な応じて検討会の設置ということは、継続してこの検討会が開催されて、さまざまに協議される場となるということとして受け止めてよろしいでしょうか。

(事務局)

それは、待機者検討会で引き継ぎという意味ではなくて、内容にもよるのですけれども、いろいろな障がい福祉の関係で検討する場というのは、実はいくつかありまして、一つは自立支援協議会だったり、この施策審議会もそうですし、あとは市役所内部で検討するようなものも

いくつか考えられますけれども、基本的には既存の考える場での検討というものを考えますけれども、大きな話で、また新たにいろいろな方に入っていただいて考えていく必要がある問題については、また別途違う枠組みでということも考えられますけれども、待機者検討委員会を次年度も引き続き、すべての問題について考えていくということではありません。

(島崎会長)

それは平成 24 年度の 3 月 14 日のところで確認されているのですね。それで、必要に応じてということですので、現状と課題を踏まえた具体策については、きちんとそれぞれ当事者と行政と一体になって取り組んでいく必要があるなどお聞きいたしましたし、計画のところにきちんと反映されていく必要があるだろうということも思いました。平成 24 年度の事業にどれくらい実際反映されているのか。平成 26 年度の予算要求については、できるだけ早めの検討がいろいろな場面でされる必要があるのだろうと、このまとめを見て思ったところです。ご質問、ご意見等ございますか。

(遁所委員)

相談事業と絡めて、意見として聞いてください。そうしろということでは、けっこう難しい問題です。3 ページの入所者の方が地域移行するために、ルールづくりの⑥で同じ価値観を持つ必要があるというのは大事なご指摘だと思います。今の新潟市の相談支援事業の運営委員の方向性として、同じ法人で相談支援事業所を持っている人たちが法人の施設の人の計画相談をするというところは、考えてみれば効率的ですし、3 年以内に計画相談をやり遂げなければいけないということも分かりますが、実際に施設入所相談会で、具体的にいうと、入所している法人のところに別法人の相談支援事業所が施設入所相談会に伺って、入所施設の職員が、絶対、この人は地域に出られないよなというような意識の人をその相談支援事業所の方が、ここの部会の委員でもいらっしゃいますけれども、地域に移行させたという実績もあると方向性としては、同じ価値観を持つ必要があるということを前提として、別の法人の相談支援事業所が計画を作っていく必要があるのではないかと。ただ、今の時点で3年間のうちに全員の障がいを持った人の計画を作らなければいけないという、そのスピードを合わせれば、効率的な考えで、それはそれで致し方ないのですが、この施策推進協議会が2年のスパンで見ていくならば、次回の施策推進協議会のときにも入所待機者解消検討会というものは、別法人の相談支援事業所が、入所したときから地域移行についての計画に携わるようなルールも入れたほうがいいのではないかと意見を言わせてください。

(島崎会長)

ありがとうございます。ほかに、この検討会の委員になられた岩崎委員、山賀会長さんは特に何かございませんか。野村委員も、よろしかったらお願いいたします。

(岩崎委員)

特にないのですけれども、非常に皆さん、闊達なご意見、たくさん出していただいて、行政の方も非常に上手にまとめていただいたので、これを読んでいただければ、我々のやってきたといいますか、議論を積み重ねてきたところ、ここにきれいに集約されていると思います。

一言つけ加えさせていただくと、入所待機者を解消するという検討会なのですけれども、なぜ入所待機者がいるのかとか、それを解消しなければいけないのか。入所施設がある以上、それだけニーズがあるのは現実の問題でありますので、入所施設を求めてられる方、いろいろな考え方の方がいらっしゃるのも分かるのですが、逆にいうと、なぜグループホーム、ケアホームが増えないのかというような問題に置き換えられるということ、あとは入所待機者だけではなくて、いわゆる親亡き後の親御さんたちが、今の子供たちを将来どうしていこうかというところに行き着くのです。ですので、入所待機者をどうやって解消するかというだけを検討してきた検討会ではなかったということをお話しさせていただきたいと思います。

(島崎会長)

大事なところ、ありがとうございました。当事者、親も含めてサポートしていく側の思いですとか、願いですとか、そういうところが出された検討会だったということは、今、岩崎委員さんからお話しをお聞きできてよかったかと思います。議事(1)に出た意見も含めて、施策推進協議会から審議会に変わりましたので、ぜひ出された意見を事業の施策にぜひ反映させていただければと思います。山賀会長さん特に何かございませんか。自立支援協議会という部分もありますので。

(山崎委員)

むしろ野村園長さんから何かコメントいただけると。

(島崎会長)

提案されたところで、一旦閉じる検討会ということで。

(野村委員)

野村でございます。大変よくできたまとめかなと思っています。最初に福祉部長さんから、平成26年度予算に反映させたいというお話を聞いて、私は本当によかったなと思っていますけれども、どこまでできるのか分かりませんが、ぜひ検討ではなく、必要であるということは認めておられるようですので、何らかの格好であると実行でしょうか。こういったことを期待しているところでございます。いろいろ策はあると思いますけれども、実際問題、先ほどいただいた当初予算を見ますと、当初予算7ページを見ていただくと分かると思いますが、このようなケアホーム、グループホーム、先ほどできないというお話がいっぱいあったと思いますけれども、実際、補助を受けて、毎年50人という話が、実際問題、今、10人と17人しか

ならないのです。ということは、もう最初の1年で10にしかならない。あと2年、25年にしても17人。これは補助の関係でしょうから、実際、分かりませんが、実際、3年間で150がなかなか本当に今のところ2年間で27名くらいにしかになっていない状況です。この数字から見ますと。その辺のところをもう少し早める策を持たないといけないのかと思っています。なかなか簡単にできることではないことは分かっておりますけれども、新潟市の施設長連絡会議でもケアホームができない。なぜできないのかという検討を含めて、その中でもいろいろ作ればいいというものではない。作れない状況があるということも、ぜひ分かっていたいて、早めの対応をしていただかないと困る人も何人かはいるはずで。それはこの資料の数字にもちゃんと示されているとおり、程度区分が重い方、それから6年以上も待機されている方。これらの方の救済を早める必要があるのではないかと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。最初に部長さんがおっしゃったように、重度化、高齢化という中で医療ケアが必要な方たちも増えている。そういう意味では、施設の役割というものも非常に大事だということは、施設を回っていると聞きするところ。さらにやはり地域でいかに暮らしを豊かに作っていくかということも一方で大事なわけで、そこにもぜひ敷地内にグループホーム、ケアホームを建てることできるという都道府県も出てきているようですので、いろいろな工夫をしながら、先ほども言われたような、岩崎委員さん、野村委員さんのこの検討会への思いですとか、願いをぜひ施策のところに反映させていただければと願っております。

ほかにございませんでしょうか。進めさせていただいて、三つ目の議事に移らせていただいてもよろしいでしょうか。また、進めていく中で、関連するところとか、意見、質問等を出していただければと思いますけれども、待機者解消検討会のとりまとめ報告につきましては、やはり計画にもきちんと明記している部分でもありますので、やはり施策の中に反映させていくということです。思いや願いをどう実現させていくかということ、この工程表にも出されていますので、ぜひ実現の方向で取り組んでいければと思います。これは行政だけではなくて、事業所も一体になって手を挙げていかないとなかなかできないことですので、やはり両方でどうしていけばいいのだろうということをざっくり話し合うような場を継続的に持つていくことが必要なのだろうと思いました。よろしく願いしたいと思いますし、また審議会でも逐次検討する場を作っていければと思っています。

それでは、大変恐縮でございますが、議事(3)(仮称)障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例制定検討会について、これも施策推進協議会から審議会に継続審議という形で持ってきている大事な検討事項ですので、事務局のほうからご説明いただき、ご意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

(事務局)

それでは、障がい者の新潟市づくり条例ということでの検討会についてということですが、それで1年前に提言書のほうを審議会から市長のほうへ提出していただいて、前回、第2回、昨年12月に事務局として、一応、差別禁止法が法案提出される予定だということの中で、法律の内容を見定めて条例化をするかどうかを判断したいというところでお話しさせていただいたところですが、それにつきまして、委員の皆様から法案の審議、法案の内容等を並行して、新潟市も独自に条例の検討を進めてほしいというご意見を多数いただきました。それで、差別禁止法につきましては、私が新聞等で見るとおきましては、国会への提出の検討中という、法案提出、今回の通常国会に提出するという形ではなくて、検討中という新聞記事を見ているけれども、それ以上の情報はない状況です。それを踏まえますと、国の動向が不透明という部分もございまして、前回、いただいたご意見等を勘案いたしまして、新潟市としての検討会を設置して、検討に入りたいというように思っております。

検討項目につきましては、4番のところでは条例の内容に関するということとということで検討させていただきまして、裏面の2ページにありますけれども、検討会の委員につきましては、外部委員の方で検討を進めてみたいというように思っております。今回、差別禁止条例、禁止分野につきましては、関係分野、広い分野に及びますので、それぞれの分野から参加していただいて、ご意見等をいただければと思っております。その次の6番のスケジュールですが、新年度早々には委員の選考をさせていただいて、まず新潟市として条例を考えるにあたっては、新潟市の現状分析が前提かと思っておりますので、新潟市で見られる差別事例というものの収集を進めまして、それを踏まえた形で検討会を開いていきたいと思っております。その中で、スケジュール的には、今年の11月ごろには中間報告をまとめたいと思っておりますので、その中間報告、内容、そしてそのころまでに法案がどこまで進んでいるかということがございまして、その辺を見極めて、新潟市としての方針を決めたいと考えております。その中で条例化というお話しになれば、その中で条例案の作成に移行していきまして、市民からの意見聴取等をさせていただくと。それにつきましては、検討会の皆さんの意見をお聞きする中で、方針を決めていきたいと思っております。

(島崎会長)

ありがとうございます。具体的に平成25年度から条例制定検討会を設置するということでの案を資料5でご説明いただきました。作業部会で、委員の皆様からもさまざまに時間をかけて検討していただいた経緯を踏まえてのこととあります。それぞれご意見、ご質問等お出しただければと思います。

お聞きしてもよろしいでしょうか。検討スケジュールのところでは平成25年の4月から5月、

委員の選考、公募委員の募集ということになっておりますけれども、いずれにしても、新潟市がこのような仮称の条例を作る方向で検討を進めているということは、市長に提言を出したという時点で市民のほうにはお知らせはしてあるわけですが、こういう条例の必要性について、市民の皆様により理解をしていただく。関係の皆様により理解をしていただく。その上で委員の選考があって、そして公募委員としてお手を挙げていただくということになるのかと思いますので、このあたりは少し分かりやすい具体的な、また幅広い広報といいますか、周知の方法をぜひ取っていただきたいと思います。これは、作業部会のところでも、まず差別禁止条例、権利条約ですとか、禁止条例の必要性について、国が動いているというような国の動きですとか、そういうことは報道されていますけれども、当事者のところだけでも、まだまだ不十分なところもあったり、新潟市民がそれをどう受け止めているか、理解しているかという部分もあるかと思っておりますので、やはり検討スケジュールは、月に一回くらいずつ回を踏んで、条例案の作成に向けて、また市民からの意見をいただくというような今の事務局、課長さんからのご説明ですと、やはりもう具体的に進めていくという手順がここに示されているわけですので、繰り返すようではございますけれども、市民への周知ですとか、そのあたりのところに少し工夫といいますか、より市報、区報、社会福祉協議会報とか、差別事例の収集はかなり市民に近づいた形でいただくということになりますので、それと併せて周知をしていただければと思います。まずそれが無いと、先ほどの大谷委員さんの就労についての意見も非常に温度差ですとか、市民感覚で、立場によっていろいろな意見が出てくる部分があるかと思っておりますが、これはまさにその検討委員会の分野を見ても、本当に議論がされて、本当にいい意味での新潟市条例が作られていくということが、施策審議会や作業部会での思いや願いだったと思っておりますので、やはりそのところを大事にしていかないと崩壊してしまつては、非常にもったいないなど。そういった気がいたします。

まだご発言いただいていない委員の皆様いらっしゃるかと思っておりますが、斎藤委員さんや熊倉委員さんはいかがですか。

(熊倉委員)

この条例については、本当に共通の理解にもなっていると思うのですが、共生の社会とって障がいのあるなしにかかわらず、責任を持ってかかわっていくのだということであれば、障がい者の方がいろいろ参加するときに、配慮だとか、そういうことについてお互いに分かっている。その上でのうまく付き合いのしやすい世の中になるということだろうと、率直に思っております。そういう意味でいえば、本当に障がいのあるなしにかかわらず、こういうことで困っているのだと。こういうことで配慮しなければだめなのだとということが分かりあえて、お互いにいい付き合いができるという。ですから、これは大変、法律とか、それ以上

ではなくて、やはりこういった地域レベルでそういうことがあるということが大変重要だと思いますので、これが動き出すということは、大変うれしいことだなと。そのように考えております。

(島崎会長)

ありがとうございます。斎藤委員お願いいたします。

(斎藤委員)

二つくらい感想めいたことですみませんけれども、本当にいろいろなお金をかけたさまざまな事業とか展開されて、ありがたいと思いますが、本当に一番ベースになるのは、障がい者本人たちの思いと、そういう事業というものがしっかりと、がっちりつながっているということは、一番大事なことだと、意味のあることだと思うのですが、そういう中で、一つ塚野委員の意見書の2ページのところはぜひ最初にといいますか、ベースとして大事ではないかと思ひ、2ページの6番なのですが、どこかで障がい者週間事業の実施という一つの提案として1,000字程度の「障がい者からのメッセージ募集事業」というようなものを毎年、継続的にやっていて、それが冊子になって、市民に広く読まれていく。障がい者当事者も、周囲の人も当事者の意見ばかりではなく、家族、あるいは世話をしている人。そういう人たちの一番直面していることとか、思いとか、そういうものが毎年、何人かのものが掲載され、そして継続されていくことによって、さまざまな温度差というようなものも、高いところで共有されていくのではないかと思ったり、市役所の方たちの作業される方たちも、本当にこういう思いであれば、自分たちの仕事に意義がどんなに、もっと急いでやらなければいけないことなのかというような思いにもなってもらえるように思いますので、こういう冊子を発行すること自体、大変な事業ですけれども、現実にあるところ、どことつながらなければいけないのかというような、一番大事な根っこの部分を基にして、すべてのことが行われていくというようなことをやってほしいなということで、感想として申し上げました。それが1点です。

もう一点は、少し時期はずれになりますが、去年の遅い時期、寒い時期ですが、島崎先生の県立大学のところで実施された研究発表がありましたよね。このときに、傍聴させていただいた野村委員もいらしたと思いますけれども、その中でマンパワーの不足というようなことを大分痛切に感じまして、大事な夜間に見る人がいない。資格を持っている人もいない。あるいはボランティアの人もいないというような現場の声を切実に受け止めているわけですが、私は、そういういろいろな福祉や何かを親として利用し、ありがたいと思っているものですが、そういう不足なところにやはり市とといいますか、そういう公的なところで音頭を取っていただくことが必要だなと思うのです。本当にボランティアでいいのですが、私は親としても、何かありがたいと思うので、何かの形で返すというようなものを一人ではなかなか返しづらいとい



うところの音頭を取ってもらって、本当に夜、例えば1年に1回、2回でも、少しでも余裕のできた親御さんなり何かが、それなりの思いを持っている人たちがボランティアとして夜間、施設の人。

例えば、3人必要なところにボランティアの一人がとにかく足りないというようなときに、そういう手伝いができるというようなことは、一人でやって、一人でボランティア募集というのは十字園などでも貼ってあるのですけれども、そういうところへ一人で行って少し手伝う。そういうことではなくて、継続されていくことが、そういう施設の人たちも必要だと思いますので、やはり大々的に市全体で募集され、そして必要なところ、西区の人のところにその地域の人がちゃんと登録してあれば、その人のところにぜひ、何月何日をお願いしたいとか、そういうような制度みたいなものがある、マンパワーとして活用していただきたいと思うのですが、そのときにはさまざまな障がい者団体のところに声をかけて、しっかりとどうしてそういうことが必要なのかというようなことも討議しながら、そして例えば、障がい者団体の幹事の人たちが自分の会員の人たちにもしっかりと伝えて、私たちも協力し合うところはみんなで協力し合おうというような感じになっていくと、市民全体のものにもなっていくと思うのですけれども、そういったことを感じました。

(島崎会長)

ありがとうございます。斎藤委員におかれましては、作業部会にも常に傍聴に来てくださっています。あと塚野委員から出された資料4の2ページの6の障がい者週間事業の実施をというような市独自のメッセージ募集事業等を行うことが、啓発していく、温度差をなくしていくことにつながっているのではないかと。あと昨秋11月に開かれました、新潟市の知的障がい者施設連絡協議会が県立大学で開催されましたところに、委員の皆様にもご案内させていただいて出席されてのご意見で、そこでグループホーム、ケアホーム等で世話人さんのかなり厳しい状況ということも報告されて、やはりそこに専門性のある職員と同時に、サポートしていく地域ですとか、そういうところはもっとつながっていくことが大事なのではないかというようなお話があったことと思います。ありがとうございます。

ほかに、これは条例制定検討会の設置ということで、経緯、名称、目的、検討項目、検討会の委員とスケジュールについて、この審議会で一応、ご確認いただければというよりも、いただく。確認事項として確認させていただき、そして委員会の設置があって、実際に4月以降、動いていくということなのではございますけれども、ちなみにこれは、審議会の部会ですとか、そういう位置づけではなくて、これはこれとして市長に提言し、市がこの設置についてどうするかということの結果、今、お出しいただいた資料5のような形になりましたということではございます。お聞きするところによると、検討委員会の委員数が20名以内というの

は、新潟市においては検討委員会というのは、大体この20人というのが、フレームといいますか、その辺の人数というようにお聞きいたしました。必要に応じて、委員以外のものにも出席を求めて、説明、または意見を聞くことができるということで、これも必要に応じて20人とか、おおむねということとしてプラスがあってもいいのかと思っております。この資料5についてよろしいでしょうか。特に審議会としてご意見いただければ、つけて事務局のほうにまた検討していただくということがあるわけですが、基本こういう形で進めていくということで、それでスケジュールにつきましては、先ほど、事務局のほうからお話しがありましたように、第6回の中間報告のところ、具体的な条例の作り方に向けて、まとめる、確認し合う、そして市のほうと事務局等と検討会が条例案のたたき台等を作っていく、市民から意見をいただくようなというような、順調に進んでいきますとそういう段取りで条例が作られていくということになるわけですが、取り急ぎ、第6回まで確実にやっていただきますよということで、さらにこれがパブリックコメントもして、議会を通して、市民の手元に届くということをぜひとも願って、この案について確認させていただければと思っております。よろしいでしょうか。

(塚野委員)

この条例は委員が誰になるかで結論は出るので。やはり条文作りの段階になったら、こういうメンバーは必要だと思うのですが、その前の段階で検討委員の20名を見ると、例えば7番の商工会議所などはいるのだろうかということ。それから8番の労働分野でも、経営者団体なのか、労働組合団体なのかで全然違いますし、それから、教育分野でも、通常学校なのか、特別支援学校なのかによってもまるで違ってきますし、それから交通分野は最初からいるのかなど。条文を作る段階では必要です。それから、住宅の分野の不動産関係者も、こういう条文作りのときには住宅の確保だとかということで、十分必要なのですが、こういう初期の必要性を検討する段階で、こういうものがあるのかなと思っております。極力、私も公募委員なので、できれば公募委員を少しでも増やしていただくような方向で進んでいただきたいと思えます。

(島崎会長)

共感するところの意見でございます。この検討会の委員の20名の案については、事務局のほうでは差別禁止法意見書及び京都府の検討会を参考にとということで、少し先行事例等を参考にしながら分野と、実際のどの分野の人かと会ってみながら、参考にしながら。かつ権利条約ですとか、差別禁止条例の分野を見てのことだったと思いますが、事務局、何かコメントいただけますか。

(事務局)

各分野からということにつきましては、まず差別の実態があるのかどうかということから、

まずスタートするのかと思っておりますので、そういう意味では、各分野の方から障がい者の方についてこんな事例があるというようなところをご紹介していただくという意味で、考えられる分野については、今回、挙げてみたというスタンスになっています。その辺、塚野委員からも意見をいただきましたので、また事務局で、再度、揉んで、最終決定したいと思っております。

(島崎会長)

ありがとうございます。ぜひお願いいたします。それでは、このあたりで、議事(3)を終了させていただきます。

次に、その他ということで、今日、塚野委員提出資料についてということと、資料6もいただいておりますので、塚野委員提出資料について、事務局のほうから、先ほどから、いくつか回答をいただいている部分もありますけれども、またよろしくお願いいたします。

(塚野委員)

私はいらないと思っております。

(事務局)

いいですか。

(島崎会長)

よろしいですか。

(塚野委員)

私は、答えをもらおうかと思っただけでこういうものを出しているのではなくて、一方的な発言ですから、私はいりません。

(島崎会長)

審議会ですので、政策提言ですとか、実際の今の事業ですとか、新潟市の施策について、いろいろなご意見ですとか、感想ですとか、疑問、質問とかお出しいただくことですか、あとは先ほどの例えば、障がい者週間を設置して、市民からのイメージをとというようなことも、政令市新潟が取り組むことも、また大事なことかと思うような、このようにしたらというようなアイデアも盛り込んでいただいているかと思えます。資料もありますので、その辺は審議会の委員の皆様で共有して、さらに塚野委員に対して、これを加えたらもっといいアイデア、施策になると思うということがあれば、また出していただくということもあっていいのかと思えますし、また事務局のほうでは出された部分を少しこのように工夫して、反映させたのだけれども、どうだろうかということも、場合によっては出していただくと、審議会としての構成委員としては、一つの役割なのかなと思えますし、キャッチボールができていかなということにもなると思えますので、そのように読み込んでいただければいいかと思えます。塚野委員から

の資料は、非常に貴重なものとして受け止めさせていただきました。いかがでしょうか。

(事務局)

数的なご質問については、当然直接返せませし、そしてご提言のあった事業。実は、類似事業でこういうことはやっているのでというお話しもできるのですけれども、それがあったとしても、こういう考え方もあるのではないかということでの塚野委員のご提言だと思いますので、その辺、類似事業の中、また新規事業で考えるかという中で参考にさせていただきたいと思っています。

(島崎会長)

ありがとうございます。また、最初にお話しもさせていただきましたが、それぞれの委員の皆様のお立場からご意見、ご提案がありましたら、ペーパーなり何なりで出していただければと思いますし、塚野委員さんからも、またさまざまな形でお出しいただければと思っています。塚野委員から出された資料等について、ほかの委員の皆様、何かご質問とか、ご意見とか、ご感想とかありましたら、お出しいただければと思いますが。特にないようでしたらば、この資料6についてもご説明いただければと思います。お願いいたします。

(事務局)

本日、机上配付させていただいております資料6なのですが、こちらが「請願文書表」という題名になっておりますけれども、請願第14号ということで、こちらにつきましては、市民の方から新潟市議会あてに請願というものが出されているということで、件名につきましては、精神障がい者の保健・医療・福祉施策の充実を求めることについてということでの請願をいただいています。

内容としましては、次のページから記ということで、1番で、精神科救急情報センターを早期に設置すること。2番で、重度精神障がい者に対する医療費助成を早期に実現すること。次のページの3番で、精神障がい者用グループホームの拡充を進めること。4番、地域生活支援センターを早期に増設すること。5番、精神障がい者の就労支援を積極的に進めることという5項目につきまして、これらの内容について検討していただきたいということで、今回、先週で終わりました議会で請願は採択されております。その採択を受けまして、議会から新潟市長のほうに採択しましたという通知が来ますので、その通知に基づいて、担当課として、これらの要望項目に対する考え方を1年以内に整理して、市議会に報告するという予定になっております。

(島崎会長)

ありがとうございます。そうしますと、経緯を経て、この審議会のほうにもこのことについての施策としてのご説明とか、いろいろな形で出てくるということでございましょうか。これ

について何かご質問、ご意見等よろしいですか。

それでは、特にございませんようでしたら、今年度最後でございますけれども、第3回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただければと思います。次回は、来年度開催ということでございます。それぞれ委員の皆様、お忙しいところ、またどうぞ次回は予算に反映できるような時期の開催ということも少し考えながら、開催させていただければと思っております。いろいろご意見をそれぞれお出ししていただく時間が短くて、本当に申し訳ありませんでした。何とか5時半前に終わることができましたので、事務局にマイクをお返ししたいと思います。議事運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。また、次年度どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

島崎会長、長時間にわたり議事進行いただき、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、活発なご発言をいただき、ありがとうございました。

事務連絡ですが、駐車券につきましては、無料処理をさせていただきますので、お帰りの際、お受け取りいただきたいと思っております。また、先ほど会の中でございましたが、この会の中で委員の皆様におかれまして、本日、発言できなかった事項があれば、特に様式は定めておりませんが、事務局までお寄せいただきますよう、お願いいたします。

以上で、平成24年度第3回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございました。